

一般財団法人 福岡県学校安全振興会
令和3年度 臨時評議員会 議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 令和4年度事業計画(案)の件

第2号議案 令和4年度予算(案)の件

第3号議案 共済規程 事業方法書の改正(案)の件

2 評議員会の決議があったとみなされた事項を提案した理事 今富 英樹

3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和4年2月17日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事
代表理事 今富 英樹

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第21条の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、評議員全員の同意があったことを証するため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名、押印する。

令和4年2月17日

一般財団法人 福岡県学校安全振興会

代表理事 今富 英樹 ㊞

令和4年2月17日 提案内容

第1号議案 令和4年度事業計画(案)の件

資料1のとおりとする。

第2号議案 令和4年度予算(案)の件

資料2のとおりとする。

第3号議案 共済規程 事業方法書の改正(案)の件

(改正後)

第2条 共済契約者は、PTA等の長とする。

2 共済金受取人は、次に掲げる者とする。

- (1) 被共済者が生徒等である場合は、当該被共済者の保護者(PTA・青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)第2条及び「PTA・青少年教育団体共済法施行規則」(平成22年文部科学省令第24号)第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。)ただし、被共済者が18歳以上である場合は、被共済者又は当該被共済者の保護者であった者